

東淀中学校 校内生活ルール

1. 朝の登校について

- ・8時25分までに登校する。※登校後の外出は、原則として認められない。
- ・8時35分以降に遅刻して正門が閉まっている場合は、西門にまわり、西門から入る。
- ・職員室に用事がある場合は、2・3年生は職員室の前扉、1年生は後扉から要件を伝える。

2. 全校集会について

- ・日時…毎週月曜日（雨天時は中止及び放送集会）8時30分集合完了
- ・場所…グラウンド
- ・8時25分に学級代表が教室を施錠し、並んで出発、8時30分までにグラウンドに集合・点呼完了できるようにする。

8時25分以降の予鈴遅刻者は、教室に上がらず、カバンを後方に置き列に並ぶ。

8時30分以降の遅刻者は、教室に上がらず、自分のクラスの後方に並ぶ。※全体の列には入れない

- ・移動の際に使用する階段

基本は避難経路と同じ階段を使用するが、3年1、2組はA階段とする。

1年1～4組 → C階段 1年5・6組 → E階段

2年1～4組 → D階段 2年5・6組 → E階段

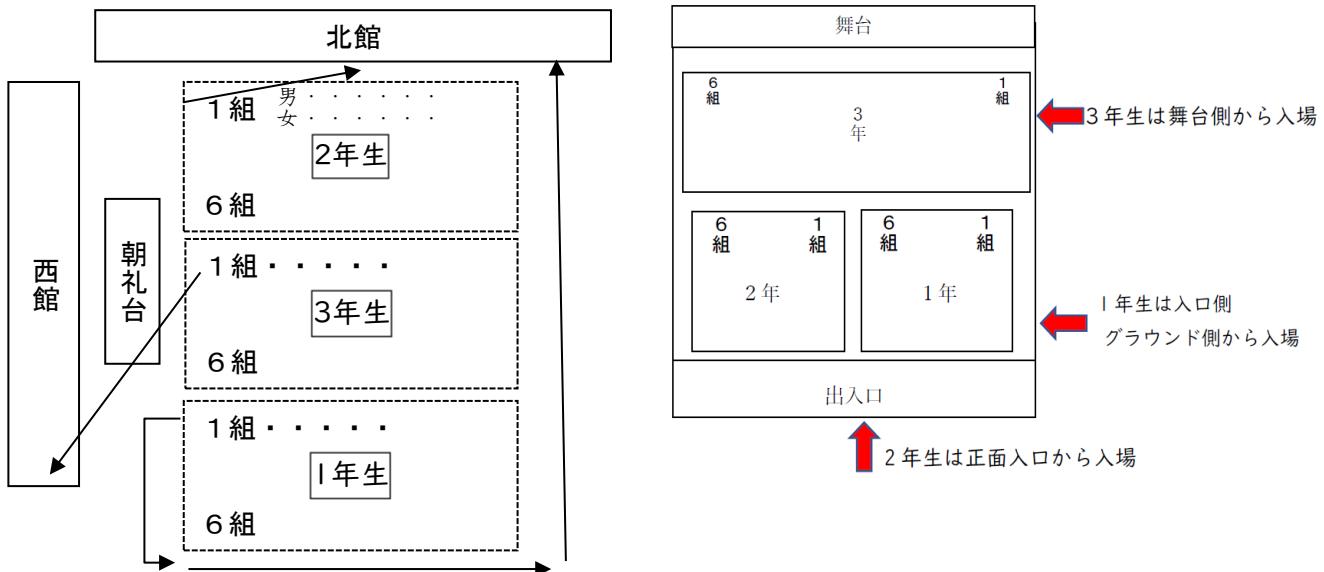
3年1～4組 → A階段 1年5・6組 → B階段

[グラウンド] 各クラスの男女背の順2列

[体育館] 各クラスの男女背の順2列 3年生は4列

※1組から→の方向でクラスへ帰る

※入場は2、3年生→1年生の順



3. 遅刻・早退について

- ・事前にわかっている遅刻や早退については保護者にミマモルメに入力してもらう。
- ・朝の学活以降（8：35以降）に登校してきた場合は、西門から入る。
- 必ず職員室に寄って、入室許可証をもらい、授業の場所へ行き、担当教員へ入室許可証を提出する。
- ・早退する場合、家に着いたら、学校へ電話する。

4. 保健室の利用について

- ・保健室を利用したい場合、職員室で保健室来室連絡カードをもらうか、教員付き添いのもとで行く。緊急時の場合は、その限りでない。
- ・保健室での休養は、原則1時間までとする。休養しても改善しない場合は、早退を検討する。

5. 放課後の下校について

- ・部活動・学年の取り組みがない生徒は、すみやかに下校する。教員の許可なく、校内に残らない。
- ・提出物を取りに帰るなどで再登校する場合も、標準服で登校する。学校へくる場合は常に標準服。

6. カバンについて

- ・原則、式典や特別な連絡がなければ、制カバンで登校する。補助としてサブバックを使用する。
- ・2つに入らない場合のみ他を認める。（柔道着・水着・部活動の用具など）

7. グラウンド通行について

- ・体育の授業の場合や、グラウンドがぬかるんでいる場合は通行不可。基本的には廊下を通る。
- ・給食当番でのグラウンド通行は禁止（砂埃が食缶等につき不衛生なため）

8. トイレの使用について

- ・原則自分の学年のフロアのトイレを使用する。移動教室等の場合は、教科担当の指示をしたトイレを使用するようにする。
- ・体育館前トイレについては、施錠している。体育館、武道場、技術室に鍵があるので、授業担当に申し出て鍵を借り、開錠して使用する。使用後は鍵を閉める。
- ・1F東トイレについては、使用しない。（行事の際は、開放する場合もある）

9. 一人一台端末（chromebook）の使用について

- ・基本的に保管庫の中に入れておき、許可なく使用しない。
- ・休み時間の使用は禁止。
- ・ゲームや動画視聴は禁止。学習活動に関係のないことはしない。
- ・許可なく録音・録画をすることは禁止。

I 0. 心の天気の入力・デジタルドリルについて

集会がない日は、登校したら一人一台端末を使い、心の天気の入力とデジタルドリルを行う。

登校 8：15～25	登校したらパソコンを保管庫から取り出し、机において、心の天気の入力、デジタルドリルをはじめる。
8：25	全員パソコンを机の上に置く 心の天気入力完了 デジタルドリルの続き
8：30	朝学活 デジタルドリルの続き
8：35～	全員パソコン回収 保管庫へ

II. 学校での基本的な生活事項

1. 標準服 本校指定の標準服(旧標準服を含む)を着用すること。変形したものは禁止。
校内では、上着またはポロシャツの胸ポケットに決められた名札をつけること。
※本校指定のポロシャツ以外を着用する場合は、無地の白色のみとする。
Hマークをつける必要はない。
2. 下 着 ポロシャツの下に着るシャツは、白、黒、灰色。柄ものやハイネックのものは禁止。
3. 防寒着 ブレザーの下に、黒・紺・茶・白・灰色のセーター・ベスト・カーディガンの着用可
派手な柄やデザインのものは望ましくない。
※ハイネック、タートルネック、トレーナー、パーカー、フリースは禁止
黒タイツの着用は可。体操服で活動をする場合は、タイツを着用せず靴下を履くこと。
4. 靴 下 靴下は、黒、紺、白、灰色（ワンポイント・ライン可）。
キャラクターものや、ルーズソックスは禁止。
5. 靴 白色、白ひもで結ぶ運動靴。ライン、ワンポイントは可。厚底・カジュアルなもの、
ハイカットなどで運動に適していないものは望ましくない。
6. 通学かばん 学校指定のものを用いる。
7. 所持品 ①手鏡、くし、ブラシ、エチケットブラシは可。ただし、授業中の使用は不可。
②色付きリップクリーム等の化粧品は禁止。
③学業に不必要的もの（スマートフォン、ゲーム、マンガ本、雑誌類等）は禁止。
④不必要的金銭は持参禁止。持ってきた場合は、登校時、必ず担任に預ける。
⑤飲み物は、お茶、水、スポーツドリンクのみ可。
8. 外出許可 登校後、下校時刻までは、原則として校外に出ることは禁止。
※やむを得ない事情がある場合、担任の先生に相談すること。
9. その他 自転車通学は禁止。自転車やスマートフォン等の不要物を持ってきた場合、学校で
預かり、保護者に返却。

身だしなみについて

1. 頭髪 剃りや模様を入れる、パーマ、染色、奇抜な髪形は禁止。
ワックス等整髪料はつけないこと。後ろ髪が肩より長い場合、ゴムでくくること。
※ゴムの色は、濃紺、黒、茶、白、灰色とする。極端に太い髪止めゴムは使用禁止。
結び方については、1つにくくること。編み込み等の必要のない個性的な結び方はしない。
- ・スラックス ベルトの色に関しては、黒、紺、茶、白、灰色を主体とする。
・カート 膝が隠れる程度の長さにすること。短すぎることや、折り込むことは禁止。
・スタッキング 肌色の目立たないものに限る。黒などの他の色は禁止。※黒タイツ可
・その他 ネックレス、ブレスレット、ピアス、指輪などのアクセサリーは禁止、

I 2. 生徒の服装について

東淀中学校には更衣準備期間はありません。ポロシャツの半そで、長そでやブレザーを着て登校などは個人の裁量です。

	具体的な内容	時期	式（始・終業式、入学・卒業式）
防寒着	セーター・ベスト・カーディガン、黒タイツなど ※トレーナーは禁止	時期を定めず、体調に応じて個人で調節する	○
防寒具	マフラー・手袋・ネックウォーマー	10or11月から3月まで	×
ウィンドブレーカー 上着	校名マークの入っているもの、または家庭で用意した上着の着用可。	10or11月から3月まで	×

※防寒着を着る場合、登下校時はブレザーを着用する。

※校内では、ブレザーを脱いでセーターなどで過ごしても構わない。

ただし、式典や集会などの学年や全校生徒で集まる場では、ポロシャツもしくはブレザーで参加する。

※上着や防寒具は登校して教室で速やかに脱ぐ。終学活の挨拶後に着用可。

※生徒専門委員会などの活動する際は、上着や防寒具は着用しない。

「学校安心ルール」 大阪市立東淀中学校

<基本的な考え方>

○学校安心ルールは、してはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるようになることを目的として作成したものです。

○ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い学校」をめざしています。

○第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・嘘をつかない	・ルールを守る	・人に親切にする	・勉強する
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う ・許可なく端末を使用	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす る ・授業をさぼり校内でたむ ろする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをし たり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを 言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けご とをする ・端末を使用して他的人に不 利益や軽度の損害を与えた	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をす る ・テストのじやまやカンニ ングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむ ろする	・いやがることを無理やり させる ・暴力をふるう（プロレス 技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、 すてたりする	・指導に対して激しく反抗 する ・こわがるようなことをし たり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか るなどの暴力をふるう	・万引き、バイクの無免許運 転・飲酒・喫煙など法律に違 反するようなこと ・端末を使用して他的人に 重度の損害を与えた。	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及 び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センタ ー）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用 した指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

※この「学校安心ルール」の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。東淀中学校では、スタンダードモデルをもとに生徒一人ひとりの実情を十分にふまえ、個別に対応を判断していきます。

※スタンダードモデルの「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。

